### 特定行政庁、指定確認検査機関、消防機関向け

# 建築確認審査の 電子申請受付システムの 導入準備について

	改訂日	改訂内容	
	2024/08/21	2024/08/21 初版作成	
	2024/08/22	「1.7 既存共用データベースとの関係」「2.5 ③受付機関別の利用規約」の説明を一部表記修正	
ſ	2024/10/04	「3.4 電子化を推進している消防機関の取組事例」「4.2 モニター審査の効率化」誤記訂正	



1

### 目 次

#### 1. 全体概要

- 1.1 本取組の背景
- 1.2 新システムの目指すこと
- 1.3 利用対象団体と利用開始時期
- 1.4 利用開始までのスケジュール
- 1.5 利用料検討状況及び動作環境
- 1.6 搭載機能一覧
- 1.7 既存共用データベースの関係

#### 2. 建築確認等

- 2.1 建築確認電子化のメリット
- 2.2 新システムによる業務イメージ
- 2.3 新システム画面イメージ
- 2.4 独自システムとの連携
- 2.5 留意事項
  - ①番号管理
  - ②手数料納付
  - ③受付機関別の利用規約
  - **④その他**

#### 3. 消防同意等

- 3.1 消防同意電子化のメリット
- 3.2 建築確認電子化における消防同意電子化の重要性
- 3.3 総務省消防庁による電子化ガイドライン
- 3.4 電子化を推進している消防機関の取組事例
- 3.5 新システムによる業務イメージ
- 3.6 新システム画面イメージ
- 3.7 独自システムとの連携

#### 4. その他

- 4.1 審査用大型モニターの無償貸出事業
- 4.2 モニター審査の効率化
- 4.3 消防同意試行・本運用の相互意思共有
- 4.4 利用回線とセキュリティ
- 4.5 来年度搭載を見送った機能
- 4.6 関連資料
- 4.7 新システムに関するお問合せ

# 1. 全体概要

3

#### 本取組の背景 建築・都市・不動産分野のDXの推進により目指す将来像

社会課題解決のため、建築・都市・不動産 各分野でDXを推進 電子申請受付システムは建築分野におけるDXの一環

日本の

少子高齢化に伴う生産人口の減少

地球温暖化災害の激甚化/頻発化

東京一極集中に伴う地方都市の活力低下

社会課題

▶ 建築生産(設計・施工・維持管理) や都市開発(計画・整備・維持管理) に関する業務の生産性向上

▶ 屋内空間(建築物)や屋外空間(都市)の質(快適性・安全性・利便性)の向上

建築·都市 分野のDX

## 建築分野

建築確認のオンライン化

中間・完了検査の遠隔実施

定期報告のデジタル化

建築BIMの社会実装

### 都市分野

#### **PLATEAU**

データ整備の効率化・高度化

ユースケース開発

地域における社会実装

### 不動産分野

#### 不動産ID

民間・行政データへの紐付け

活用に向けた環境整備

ユースケース調査・横展開

目指す 将来像 ▶ 建築・都市分野の情報と他分野(交通・物流・観光・福祉等)の情報が蓄積・連携・活用できる社会の構築

生産性の向上

女性活躍

建築物・都市の維持管理の効率化

地方創生

グリーン化

防災政策の高度化

新サービスの創出

出典:国土交通省資料(「建築BIMの意義と取組状況について」令和5年12月)

## 1.1 本取組の背景 建築確認におけるオンライン利用率目標

建築確認における令和7年度末オンライン利用率を50%に設定(規制改革実施計画 基本計画)

### ①各機関の電子申請対応状況(R5.4時点)

指定確認検査機関 130機関

⇒ 電子申請対応 54機関 (41.5%)

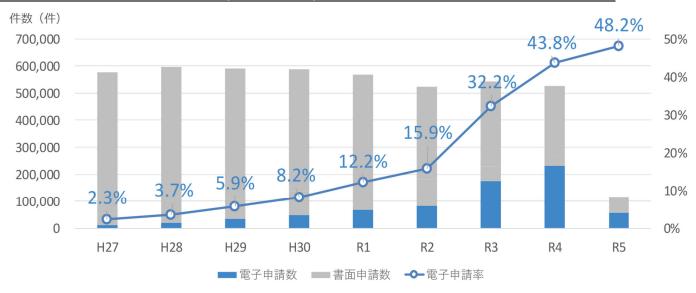
特定行政庁

448機関

⇒ 電子申請対応 1機関(0.2%)

特定行政庁における 取組が限定的

### ②建築確認申請の電子化率の推移(R5.1Q時点)



令和6年6月国土交通省提供資料

5

### 1.2 新システム(電子申請受付システム)の目指すこと

各機関における既存のシステム環境を生かしつつ、 建築確認に係る関係団体すべての申請受付環境のオンライン化を図ります

ユーザー

目指すこと

申請者•一般市民

- > 全特定行政庁・全指定確認検査機関の建築確認申請窓口オンライン化
- ※R8年度以降検討:建築計画概要書のWEB閲覧

特定行政庁 指定機関等

指定確認検査機関 指定構造適判機関 登録省エネ適判機関 定期報告地域法人

- ▶ 個別にサーバを用意せずに、利用料のみで確認申請のオンライン受付体制構築
- ▶ オンライン受付した物件について、消防同意依頼・回答のオンライン化
- ▶ 既に独自の台帳管理システムをお持ちの場合、それを引き続き活用しつつ、 オンライン化で不足する機能のみを新システムにドッキングして拡充(独自システム側の改修が必要)
- ※R7年度追加検討:PDFファイル汎用受付機能(中間・完了検査、構造・省エネ適判等にも活用可能)
- ※R8年度以降検討:中間検査・完了検査・構造適判・省エネ適判・定期報告(法定様式入力画面)

確認審査報告書等のオンライン提出及び受付

消防

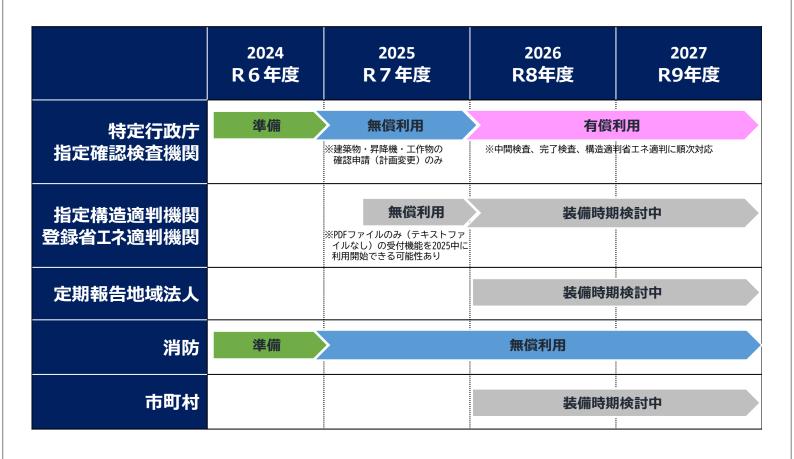
▶ 消防通知受付・同意事務のオンライン化

市町村

※R8年度以降検討:市町村に対する現地調査等の依頼・回答のオンライン化

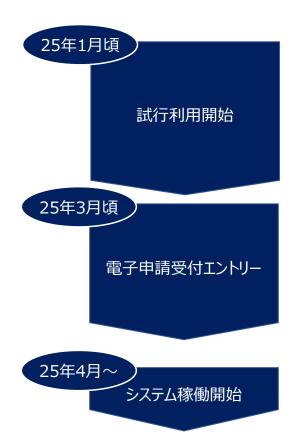
### 1.3 利用対象団体と利用開始時期

まず、特定行政庁、指定確認検査機関及び消防により新システムを利用開始します



### 1.4 利用開始までのスケジュール

利用開始1か月前をめどに、申請書や消防同意依頼書を受付するための設定を実施いただきます



- ▶ 試行利用のご要望に応じてICBAより受付窓口用のユーザーアカウントを発行します。
- ▶ 申請者用のユーザーアカウントはご自身で随時発行可能
- ▶ 受付、審査、消防同意依頼の動作チェックが可能
- 外部システム(独自システム)を接続するための改修費等を検討いただくため、連携仕様を公表します。
- ▶ システム稼働開始後の利用方法をご案内します。
- 電子申請受付窓口と電子消防同意受付窓口のエントリーを開始します。
- ➤ エントリー後は、新システムの提出先選択画面に貴団体 名が表示され、利用予定であることを他団体と互いに共有 いただくことができます。
- 手数料納付方法や受付対象建築物規模の限定などのご 案内を、各利用予定団体にて入力いただきます。
- ➤ ICBAのホームページに「建築確認電子申請はこちらから」 を設け、一般申請者の利用を開始します。
- ▶ 同時に消防にも同意依頼書の送信が開始されます。

### 1.5 利用料検討状況及び動作環境

令和7年度末まではすべての利用者が無償利用可能 通常の業務用PCで利用でき、特別な機器やソフトは不要

#### 利用料検討状況

#### 特定行政庁

令和7年度末まで無償とする方針で検討中

令和8年度以降については令和6年中に公表予定

- ※令和7年度共用データベース利用料は、令和5年度建築確認件数等に基づく定例の見直しを行う
- ※台帳登録閲覧システム利用庁は、利用申込等の追加手続なしで電子申請受付システムを利用可能

#### 指定確認検査機関

令和7年度末まで無償とする方針で検討中

令和8年度以降については令和6年中に公表予定

※令和7年度共用データベース利用料は、令和5年度建築確認件数等に基づく定例の見直しを行う

指定構造適判機関 登録省エネ適判機関 定期報告地域法人 令和7年度末まで無償とする方針で検討中

令和8年度以降については令和6年中に公表予定

※指定構造適判機関、登録省エネ適判機関、定期報告地域法人向けの機能装備時期も検討中

#### 消防

無償とする方針で検討中

市町村

無償とする方針で検討中 ※市町村向けの機能装備時期も検討中

#### 動作環境

- ・インターネット環境又はLGWAN環境
- ・電子メール受信環境
- ・インターネット環境で動作するパソコン(推奨スペックは検討中: Core i7、メモリ16GB、SSD512GB程度ならより快適との意見あり)
- PDF書込ソフト

9

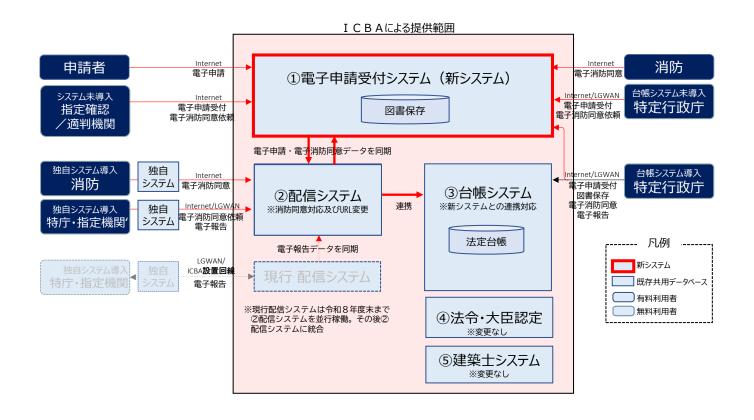
### 1.6 搭載機能一覧

提出図書補正のために搭載する「書類差分チェック機能」が特徴的

#	分類	機能名	機能詳細
1		申請情報入力機能	システム経由での申請時にシステム上に案件情報を入力し登録することで、システム内のストレージに案件情報を記録
2		書類アップロード機能	システム外で作成された書類データをアップロードし、案件に紐づけながらシステム内 のストレージに保管
3		書類ダウンロード機能	案件に紐づけてシステム内のストレージに保管されている書類データをダウンロード
4	個別 機能	書類差分チェック機能	バージョンが複数存在する書類について、新旧書類の差分をチェックし、両書類の 変更箇所が明確になるよう差分判別用のファイル等を出力
5		システム内部メール送付機能	システムに登録されたユーザー同士またはユーザーとシステムの間で、システム内の メール機能でのやりとり
6		システム外部メール送付機能	システムに登録されたユーザーの外部メールアドレスに対し、システムから外部メール を送付
7		案件管理機能	案件に紐づいた基本情報・書類情報・処理ステータスをシステム内ストレージで管理・参照
8		書類保管機能	案件に紐づいた書類データがシステム内ストレージで指定された期間内保管
9	共通	ユーザー管理機能	システムを利用する企業・団体や担当者の情報を階層構造をもってユーザー情報として管理
10	機能	ユーザー認証機能	システムがあらかじめ登録している企業・団体や担当者を、ユーザー名やパスワード 情報を用いて識別
11		ファイル無害化機能	LG-WAN内の環境にデータが移動する際、自動でファイル内のウィルスチェック
12 10		権限管理機能	システムがあらかじめ登録している企業・団体や担当者ごとに、システム内の情報・ 書類・機能を閲覧・編集・利用する権限を設定

## 1.7 既存共用データベースとの関係

- ①新システムは既存共用データベースと連携して構築します。
- ③台帳システムとは②配信システムを介して連携します。独自システムとの連携にも配慮します。



# 2. 建築確認等

# 特定行政庁・指定確認検査機関向け

- ※構造適判機関及び省エネ適判機関向け機能は、令和7年度の追加開発を検討中
- ※定期報告地域法人及び市町村(都道府県の経由事務)向け機能は令和8年度以降の検討課題

12

### 建築確認電子化のメリット

システム環境や運用方法のを集約化・共通化により、個別に発生していたコストを削減します

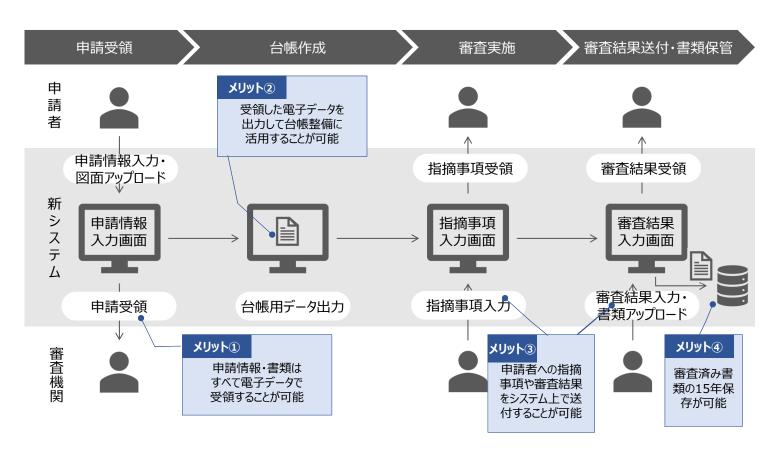
確認申請受付や消防同意依頼を電子的に行うことができます。 受付から結果通知まで オンラインで完結 ➢ 審査結果通知を電子的に送付することができます。 2 ➤ 審査済みの書類データはストレージ内で電子的に保管するこ 書類管理は とができます。 ペーパーレスに (最大15年間保存可能) 3 ▶ 全国共通システムであるため、利用方法の周知やマニュアル 導入準備が手間なく簡単 整備を各機関で行う必要はありません。 4 消防同意依頼を電子化するに当たり、開始時期や運用細目 相手先消防との調整が不要

について相手先消防と個別に調整する手間がありません。

13

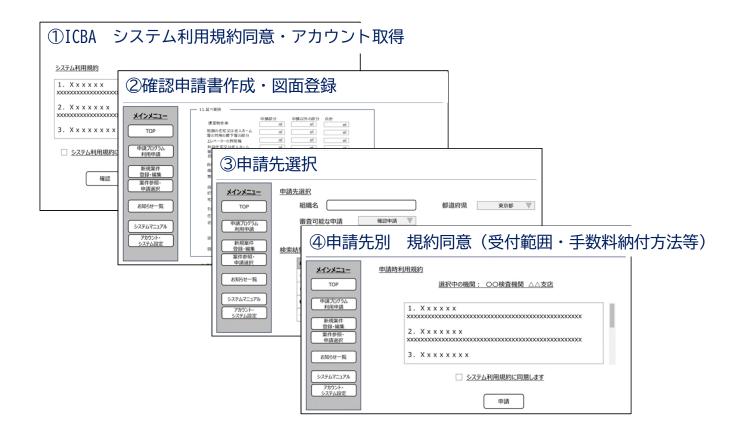
## 新システムによる業務イメージ

申請受領から書類保管まで、ペーパーレスで業務が完結します。



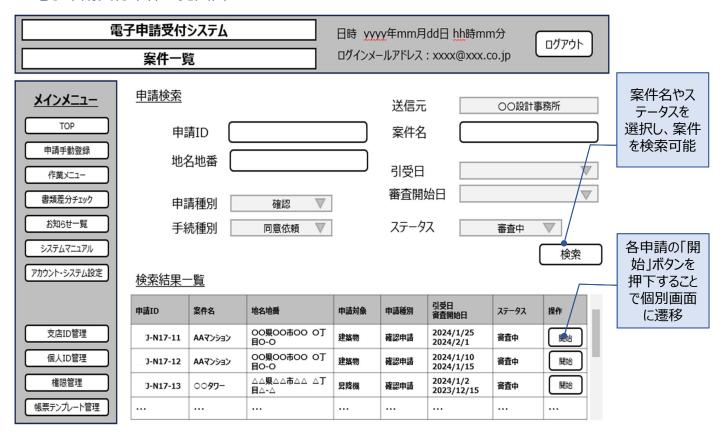
## 2.3 新システム 画面イメージ(申請側)

申請者は、新システムの画面から申請先を選択でき、受付範囲(〇㎡以下など)や手数料納付方法 等の申請先別規約への同意を経て申請します。



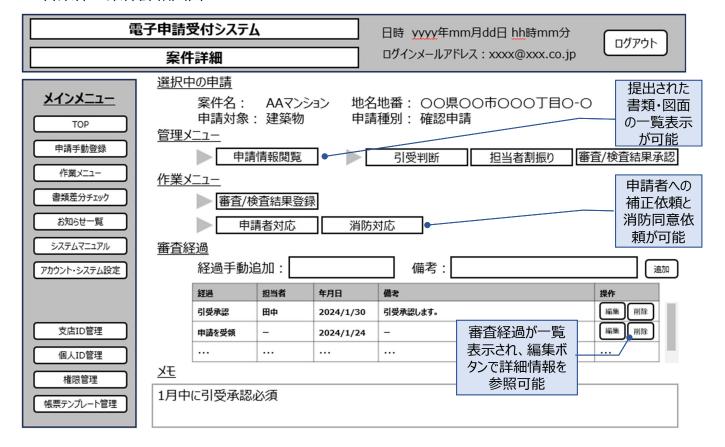
## 2.3 新システム 画面イメージ(審査側)

### ▼電子申請受付案件一覧画面



## 2.3 新システム 画面イメージ(審査側)

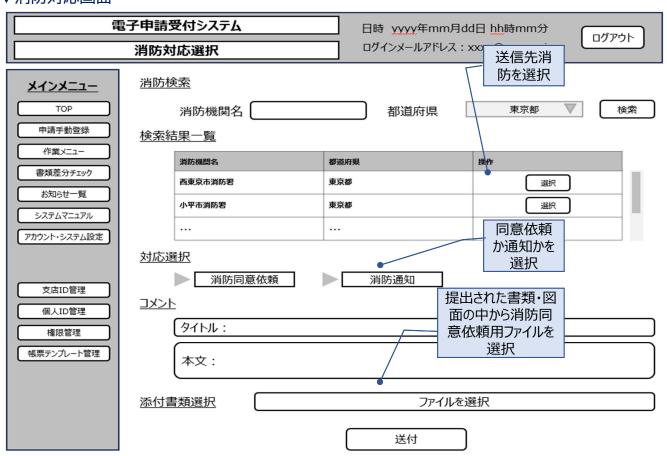
#### ▼各案件 案件詳細画面



## 2.3 新システム 画面イメージ(審査側)

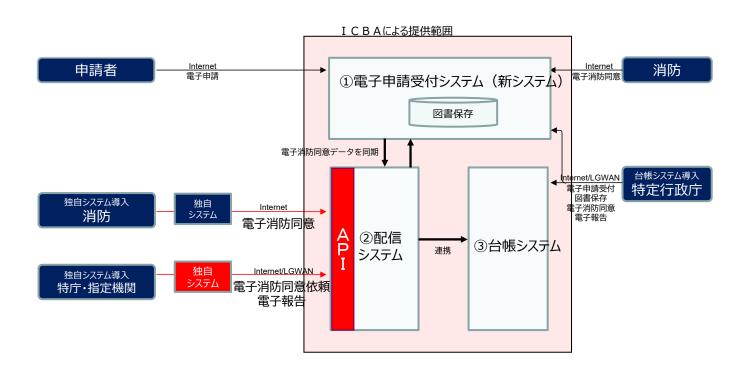
#### ▼消防対応画面

17



# 2.4 独自システムとの連携

②配信システムに装備するAPIにより、従前からの電子報告に加え、独自システムによる電子消防同意が可能となります。

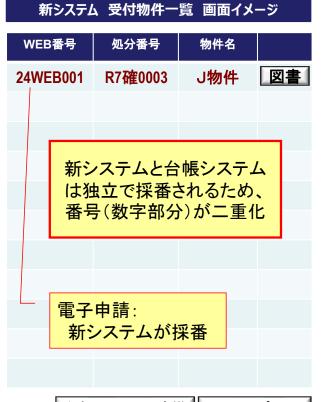


2.5 留意事項 ①番号管理

審査中の電子申請物件は新システムによる番号で管理するため、番号が二重化します。

台帳システム改修版 画面イメージ				
受付番号	処分番号	物件名	WEB番号	
R7民001	BCJ0123	A物件	_	概要書
R7民002	ERI0234	B物件	_	概要書
R7民003	BVJ0321	C物件	_	概要書
R7市001	R7確0002	D物件	_	概要書
R7市002	R7確0001	E物件	_	概要書
R7民004	SHC0987	F物件	_	概要書
R7民005	確サ0876	G物件	_	概要書
R7民006	24HP543	H物件	_	概要書
R7市003	R7確0003	J物件	24WEB001	概要書
民間物件と書面申請:   台帳システムが採番				

電子申請連携 エクスポート



### 2.5 留意事項 ②手数料納付

手数料納付機能は新システムに装備しないため、予め納付方法を決定する必要があります。

### <特定行政庁>

- ①原課で利用できる銀行口座又は全庁的な電子納付システムの確認
- ②電子申請を正式に受け付ける前に、申請者に手数料金額及び納付方法をチャット機能やメールで伝達
- ③申請者は、電子申請システムによる番号+代理者名により銀行振込
- ④納付確認後に正式受付

### < 指定確認検査機関>

上記①~③は共通

### 北海道の事例

申請手数料の納付(手数料が必要となる場合)

メールで道から手数料の納付依頼 が届くので、**納付収入証紙若しくは** キャッシュレス決済により手数料を 納付する

Point キャッシュレス決済で支払う場合は、道から支払いサイトのアドレスが通知される。

ただし、確認検査業務規程に基づき(手数料納付済否にかかわらず) 引受通知書の交付をもって正式受付となる

21

### 2.5 留意事項 ③受付機関別の利用規約

新システム上に、受付機関別に設定可能な利用規約の表示機能を設けます。 申請書類の受理、手数料納付など従前の書面申請と異なる点について利用規約に記載してください。

#### 記載例

#### ○申請書類の受理

本システムに申請書類が提出された後に、〇〇県の職員より手数料納付方法を記載したメールが送信されます。当該手数料を納付いただいた後、〇〇県の職員がそれを確認し、申請を受理を行った上で、審査が開始されます。その際、申請を受理した旨のメールが送信されます。

閉庁日(土日祝日、年末年始の閉庁期間)に手数料の納付をされた場合、申請の受理日は翌開庁日以降となりますのでご注意ください。

手数料の納付を伴わない申請については、本システムに申請書類が提出された後に、 ○○県の職員が本システム上で申請の受理を行った上で、審査が開始されます。閉庁日(土日祝日、年末年始の閉庁期間)に申請書類の提出をされた場合、申請の受理日は翌開庁日以降となりますので、ご注意ください。

- ○手数料納付は、銀行振込、ペイジー又はクレジットカードのいずれかでお願いします。
- ○処分通知等の交付
- 〇〇県の公印を付した処分通知等(確認済証や検査済証など)は、本システムでの申請時に「処分通知送付先」に記載された宛先に対して書面により郵送されます。副本は本システムよりダウンロードしてください。
- ○中間検査・完了検査について中間検査・完了検査の電子申請については、 ○○県の担当者に事前にご連絡ください。

# 2.5 留意事項 4 その他

県における進達(限定特定行政庁や市町村経由の事務)については、当該限特や市町村との調整も必要となります。

#	項目	内容
1	進達	限定特定行政庁又は建築主事がおかれていない市町村で受け付け、県に進達する運用には対応できません。 まず県が受け付け、必要に応じてシステム外で限定特定行政庁や市町村に照会する必要があります。
2	図書保存期間	保存されたファイルはすべて最低15年、新システムのサーバで保存します。申請者、消防によるアクセスも随時可能です(自動閉鎖はしません)。
3	提出図書の過不足チェック	提出図書のファイル名命名や、複数図面を1ファイルにまとめるかどうかは運用に委ねます。提出図書に過不足がないかのチェックは目視で行う必要があります。
4	電子報告	確認審査報告書等の電子化(電子報告)は、従前どおり通知・報告配信システムを介して行います。特定行政庁・指定確認検査機関とも、新システムの導入のみによって電子報告を行うことはできません。
5	新システムの部 分利用	新システムの機能は、電子申請受付と消防通知・同意依頼の2つで構成されます。電子申請受付機能をすでにお持ちの特定行政庁・指定確認検査機関におかれましては、消防通知・同意依頼のみの利用料を用意します。
6	外字•特殊文字	外字・特殊文字を表示するための特段の措置は講じません。電子申請において使用できるのはパソコンで通常表示できる文字のみとなります。

23

# 3. 消防同意等

建築確認に係る同意・通知事務を行う消防長・消防署長

### 3.1 建築確認電子化のメリット

消防同意の受付から通知までをオンラインで完結でき、書類の物理保管も不要になります。 消防機関の皆様は利用料無料で準備作業に手間もかからず、簡単にご利用いただけます。

1 ▶ 消防同意依頼や関連する物件情報・書類を電子的に受け取る 受付から結果通知まで ことができます。 オンラインで完結 ▶ 審査結果通知を電子的に送付することができます。 2 ▶ 審査済みの書類データはストレージ内で電子的に保管するこ 書類管理は とができます。 ペーパーレスに (最大15年間保存可能) 3 利用料は無料 ▶ 消防機関の皆様は、電子申請システムを無料でご利用いただ 費用を気にせず導入可能 けます。 4

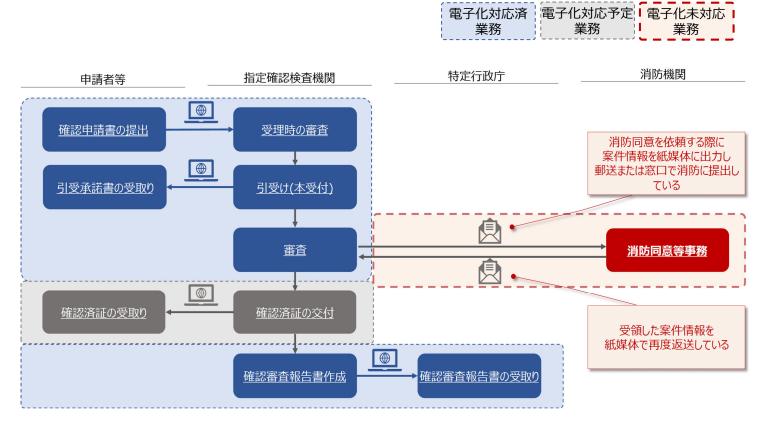
導入準備が手間なく簡単

▶ 全国共通システムであるため、利用方法の周知やマニュアル整備を各機関で行う必要はありません。

25

### 3.2 建築確認電子化における消防同意電子化の重要性

確認申請・確認審査報告書の作成など、建築確認の様々な業務で電子化が進んでいます。 建築確認事務全体での電子化を達成するためには、消防同意事務の電子化が重要です。



### 総務省消防庁による電子化ガイドライン

総務省消防庁より消防同意事務の電子化に係るガイドラインが発出され、行政手続の電子化が推し 進められています。

行政手続きの 電子化について

令和元年に情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第151 号)が改正され・・・国の行政手続きについてオンライン 化実施が原則化されるとともに、地方公共団体等の行政手続きについ てオンライン化実施が努力義務とされた。

建築確認申請の 電子化の推進について

建築確認については・・・「オンライン利用率引上げの基本計画(令和3年 4月21日)」において、建築確認申請のオンライン利用率について、令和 7年度末までに50%とする等の目標が定められている。消防同意は建築 確認手続きにおける消防機関と建築主事又は指定確認検査機関との内 部的行為ではあるが、原則として建築確認手続き全体のデジタル化 (End-to-End での電子化)が求められていることから、消防同意における オンライン利用率についてもこれに準じて引上げられることが望ましい。

出典:総務省消防庁予防課作成「消防同意等の電子化に向けたシステム導入対応マニュアル」より抜粋

27

## 電子化を推進している消防機関の取組事例

電子化が消防機関自身の課題解決策になる事例があります

#### 東京消防庁

- ▶年間約4万件の同意依頼があり、作業 量が膨大であった
- ▶東京都全体で行政手続きの電子化が 推進されていた

電子化の背景

課題と対策

電子化

達成状況

- ▶ 外部ネットワークとの接続を実現すべく、 セキュリティの安全性を確保する設定
- を行った
- ▶消防同意件数全体(6,000件)のうち 60%の電子化を達成した

#### 神戸市消防

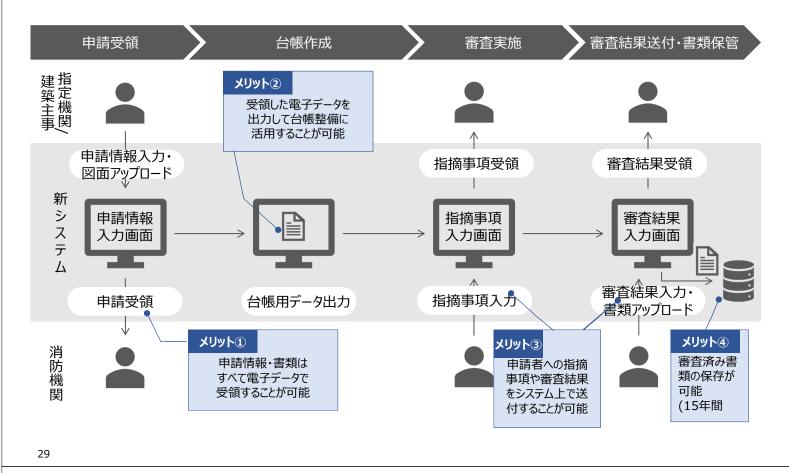
- ▶毎月キングファイル2~3冊に及ぶ紙書類を処 理していた
- ▶貯蓄される書類の保管場所の確保に苦慮し ていた
- ▶図面審査用の液晶ペンタブレットを導入した
- ▶同意通知書の発行を同意の押印(スタンプ)に 代替しオペレーションを平準化した
- ▶消防同意の各作業について下記の電子化率 を達成した
  - ·意見照会:100%
  - ·建築诵知:89% ·戸建同意:30%
  - ·政令対象同意:18.8%

電子化に 感じるメリット

- >紙書類の収受・返送や物理的な保管 が不要になった
- ➤モニターで図面を拡大し閲覧・審査する ことができ、事務負担が軽減された
- >受付簿等の情報の**手入力業務の削減**
- ▶消防局に出向くことなく審査が可能に
- ►紙書類の物理保管が不要になった

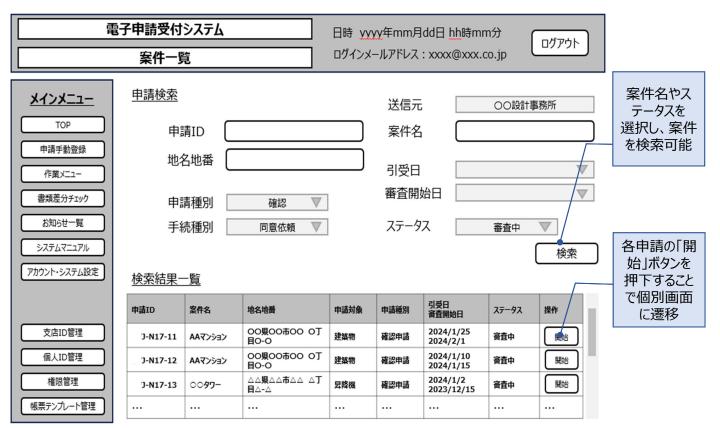
## 3.5 新システムによる業務イメージ

新システムを利用することで、申請情報や図面の電子データによる受領や、受領した情報のストレージ保存、指摘事項や審査結果のシステム上での送付が可能になります。

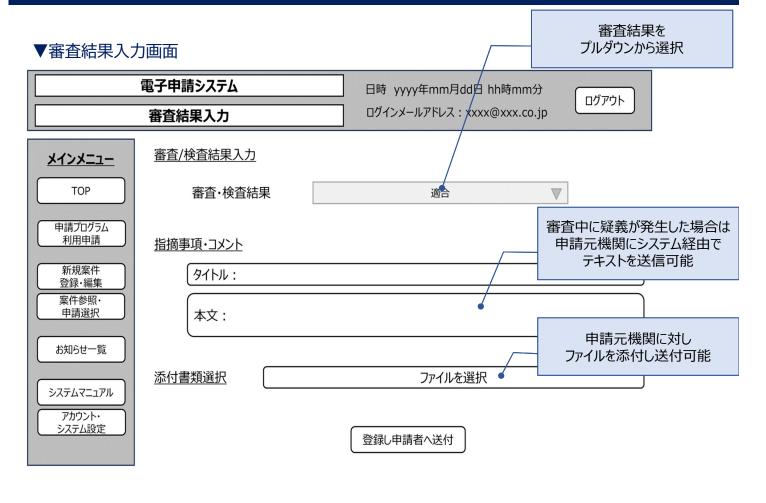


### 3.6 新システム 画面イメージ

### ▼電子申請受付案件一覧画面

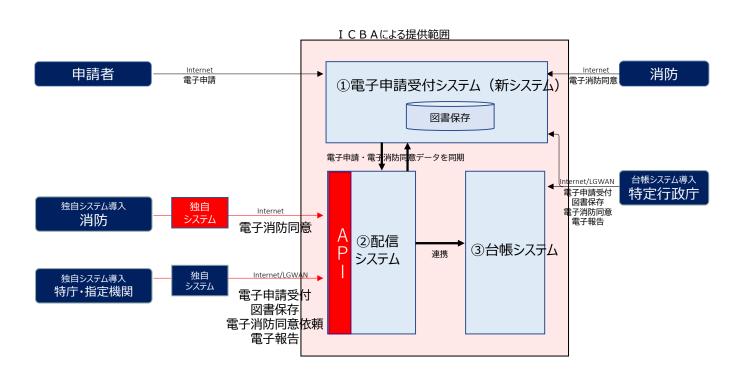


### 3.6 新システム 画面イメージ



# 3.7 独自システムとの連携

②配信システムに装備するAPIにより、独自システムによる電子消防同意 [消防同意依頼受信、建築通知受信、消防同意依頼に対する審査結果返信)が可能となります。



:

33

# 審査用大型モニターの無償提供事業

電子申請受付を促進するためモニターを無償で提供します(提供先審査・台数上限あり)

4. その他

項目	内容	
対象者	特定行政庁 指定確認検査機関 ※建築確認手続等に係るオンライン化を実施 消防機関を対象者に追加することも検討「	
貸出内容	27インチ液晶モニター	
貸出台数	希望数を踏まえて調整	ages at sa
貸出期間	令和7年1月末頃より無期限	
費用	無料	The same of the sa
申込方法	令和6年11月末頃、申込サイトを設置 の上、電子メールにてご案内します。	
備考	希望台数がICBAの予算枠を超過した 場合は、電子申請受付促進の目的に 照らしてICBAが提供先を選定します。	



### 4.2 モニター審査の効率化

審査業務は従前どおりすべて目視で行うため、電子申請受付に伴う業務負担軽減にはモニター審査 の効率化が肝要

- ・複数のモニターにより異なる図書を対比しながら審査
- ・A3図面全体の等倍表示には24インチ以上が必要
- ・審査対象図面への同時アクセスにより複数人での並行審査
- ・チェック印、審査時メモ、補正事項の書き込みとレイヤー化
- ・図面審査はPC+マウス、現場検査はタブレット+タッチペンが多い
- ・現場検査用タブレットの導入数は、 委託検査員1人1台、常任検査員 数名で1台を共有などで決定



35

### 4.3 消防同意試行・本運用の相互意思共有

新システムによる消防同意に円滑に移行できるよう、相手方の準備状況や条件を共有する画面を設置します。

#### 特庁・機関側 送信先選択画面イメージ

選択	都道府県	送信先消防名 ▽	留意 事項
	東京都	赤坂消防署	有
	東京都	赤羽消防署	
	東京都	(※試行)秋川消防署	有
	東京都	昭島消防署	
	東京都	浅草消防署	
	東京都	麻布消防署	有
	東京都	(※試行)足立消防署	有
	東京都	荒川消防署	
	東京都	(※試行)池袋消防署	有

#### 消防側 送信元絞込画面イメージ

選択	送信元団体名 ▽	留意 事項
	(※試行)神奈川県横須賀土木事務所	<u>有</u>
	神奈川県平塚土木事務所	
	(※試行)一般財団法人日本建築センター	<u>有</u>
	(※試行)日本ERI株式会社千葉支店	<u>有</u>
	日本ERI株式会社東京支店	有
	(※試行)ハウスプラス確認検査株式会社	<u>有</u>
	ビューローベリタスジャパン株式会社	
	株式会社住宅性能評価センター	
	(※試行)株式会社確認サービス	有

- ・試行と記載されている場合、正式な同意依頼及び通知は書面で行うことを意味する。
- ・留意事項「有」クリックで、試行期限や建築物規模の制限等が表示される。
- ・上記画面に自身の団体名を表示するには、新システムに利用者登録後、電子消防同意の 管理画面より「試行」「本運用」のいずれかを選択し、試行予定期間と留意事項を入力 するイメージ。

# 4.4 利用回線とセキュリティ

インターネット利用を原則とし、特定行政庁においてはLGWAN利用も可能とします。

	2025 R 7 年度	2026 R8年度	2027 R9年度
特定行政庁		LGWAN	
※市町村も同様		インターネット	
指定確認検査機関	ICBA設置回線		インターネット
指定構造適判機関	ICBA設置回線はR7年度より 撤去期日は、R6年度末頃。		ットに切り替えます。
登録省エネ適判機関	(省エネ関係機能実装時期	2026以降)	インターネット
定期報告地域法人	(省エネ関係機能実装時期	2026以降)	インターネット
AMP L		LGWAN	
消防		インターネット	

- ・切替による利用者側の費用負担なし。ただし、切替後の既存のインターネット回線(他業務で既に利用しているもの)に係る費用、切替に伴う社内ネットワーク設定の変更費用は利用者負担。
- ・総務省等のガイドラインも踏まえ、「ワンタイムパスワード」方式を採用します。

37

### 4.5 来年度搭載を見送った機能

令和5年度時点の説明資料等において装備する方針であった機能のうち、 新システム運用開始時(令和7年4月)には搭載されない機能

項目	内容	搭載時期
申請受付機能の一部	中間検査・完了検査申請 許可・認定申請 構造適判申請受付機能 省エネ適判申請受付機能 定期報告受付機能	令和8年度以降検討
指摘事項の入力機能	PDFファイルへの審査メモ等追記	中止 (追記ソフトは別途必要)
チャット機能	申請者との自由形式での連絡	中止(連絡機能は別形式で装備)
帳票作成機能	申請様式を除く帳票作成機能 (確認済証、確認審査報告書等)	令和8年度以降検討
電子報告機能	指定確認検査機関からの確認審査 報告書等のオンライン受付機能 ※現行の台帳システムにおけるオンライン受付機能 はそのまま利用可能	令和8年度以降検討
市町村向け機能	現地調査等の依頼・回答機能	令和8年度以降検討
概要書WEB閲覧機能	建築計画概要書のWEB閲覧機能	令和8年度以降検討

### 4.6 関連資料

ICBAホームページ [電子申請・電子報告関連情報]

https://www.icba.or.jp/denshishinsei/

バナー名称	資料名	
根拠法令・技術的助言	2023/02/07 消防同意システム導入マニュアル(R05消防予89)	
	2021/02/01 技術的助言(R03国住指3661)(PDF)	
電子申請ガイドライン	2022/03/01 JCBA電子申請ガイドライン第3版	
電子申請受付システム	事例調査報告書(特定行政庁-確認検査)	
電子報告関連資料	2022/03/01 JCBA電子報告ガイドライン	

# 4.7 新システムに関するお問合せ

一般財団法人建築行政情報センター(ICBA)

企画部企画課

mail: file-kikaku@icba.or.jp

tel: 03-5225-7706